

○辻村会長 皆様、おはようございます。それでは、ただいまから、第 65 回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を始めさせていただきます。

本日は、報告書の構成と素案について検討を行う予定であります。

それでは、まず初めに事務局から、配付されております資料の内容と報告書の素案について御説明をお願いいたします。

○畠山室長 皆さん、おはようございます。暴力対策推進室長の畠山でございます。

まず、本日の資料から確認させていただきたいと思います。

資料 1、報告書の構成（案）として、1 枚ものの資料がついているかと思います。

続きまして、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引は、内閣府の犯罪被害者等施策推進室が先月とりまとめたものでございます。前回、説明があったときに資料回収という扱いになっておりましたけれども、先月公表されましたので、資料としておつけしているものでございます。

資料 3 が、第 64 回の議事録でございます。

報告書の素案ということで、右肩に委員限りとか素案検討用、平成 24 年 6 月 4 日バージョンと書いている資料をお配りしていると思います。本日の議論の中心となる資料でございます。

これからは、1 枚紙の報告書の構成（案）を置いていただきながら、素案について御説明することにしたと思います。

まず、御議論いただくに当たりまして、報告書の素案をお送りするのが大変遅くなりましたこととお詫び申し上げます。

それから、今回、素案という形でお示ししております。その性格といたしましては、委員の皆様からいただいた発言を整理して作成したものでございます。本日御議論いただきまして練り上げていくものでございまして、また、これから各府省庁にも示していかなければなりません。やや表現にも生硬な点があるなど修正した方がよい点もいろいろあるかと思います。議論の材料というべきものかと思います。そうした性格のものであり、委員限りという整理にさせていただいており、本日終了後、普通であればホームページに資料を載せるのですが、この資料については載せないという整理にさせていただきたいと思っております。

それでは、素案について中身を御説明させていただきます。

構成としまして、「はじめに」というのが 2 ページ続いております。それ以下が内容に係る部分でございまして、第 3 次計画第 9 分野の 3、性犯罪への対策の推進に沿った構成として作成してございます。Ⅰが性犯罪への厳正な対処等、Ⅱが被害者への支援・配慮等、Ⅲが加害者に対する対策の推進等、Ⅳが啓発活動の推進でございます。

ローマ数字のそれぞれの項目ごとに、最初にその項目の検討に当たっての視点、問題意識などを記載してございます。

まず、1 ページ目から 2 ページ目の「はじめに」でございます。今回の検討を行うこと

になりました背景などについて記載しておるものでございます。中身といたしましては、1 段落目は過去からも言われておりますような性犯罪の性格を記載しており、2 段落目につきましては、男女共同参画会議、あるいは当専門調査会でのこれまでの取組、3 段落目としまして、社会情勢の変化の一つとして被害者保護の重要性の広がりということで、犯罪被害者等基本法やDV法の類似改正についてコメントしてございます。4 段落目は性犯罪の今日的課題、5 段落目はパープルダイヤルの取組について紹介しております。そうしたことを受けまして、6 段落目は性犯罪に対する取組の重要性、最後の段落でこの報告書の性格というふうに作成してございます。

続きまして、I、性犯罪への厳正な対処等、3 ページでございます。

ここは、1、関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進、2、各種性犯罪への対応～指導的立場にある者等による性犯罪の防止等～の2つの項目から成り立っております。

1の中に(1)強姦罪の見直しについてと、(2)証拠の採取と保全の2項目がございました。

まず、Iの柱書き、「女性に対する暴力は」で始まる部分でございます。ここでは、性犯罪被害が身体的のみならず長期に及ぶ精神的なダメージを負うこと。とりわけ、若年層への被害が問題であること。また、いわゆる暗数が多く、継続化、深刻化の懸念があること。個人的な問題だけではなく、社会的な問題と整理し得ることなどを記載し、性犯罪への厳正な対処に強力に取り組む必要性について記載しております。

次に、1、関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な操作の推進、(1)強姦罪の見直しで、3ページの下から始まるところでございます。

①これまでの取組といたしまして、4ページですけれども、平成16年にこの専門調査会が意見をとりまとめたこと等を記載しております。

②検討内容として、アの非親告罪化からカのその他まで6項目について記載しております。

まず、4ページの非親告罪化のところでございますけれども、被害者保護の観点から親告罪とされている強姦罪について、親告罪であるために告訴の判断という過酷な負担が生じること等から、被害者保護につながらないとの見解。特に低年齢等で主体的判断が難しい者が被害者である事案の告訴についての懸念の見解。名誉の保護については、強姦の被害を不名誉と考えることが妥当ではないのではないかとの見解等が示され、最後の行で非親告罪化が有意義であるとの見解が多く見られた旨、記載してございます。

次に、イ、性交同意年齢の引き上げ、5ページでございます。いわゆる性交同意年齢といわれる年齢を13歳から引き上げることにについて議論してございます。2段落目で、国内法での刑事責任年齢との平仄を考慮すべき、最も被害が多い年齢層の法的保護を厚くすべき等の見解が示されたことを記載し、性的自由に対する罪とは別に、低年齢層を保護するという観点から位置づけることが望ましい。あるいは、被害者の成長発達に応じた段階的

な制限を設けるべきといった見解を記載しておりまして、総括的に一定程度の引き上げる方向性が有意義との見解を記載してございます。

なお、(注)といたしまして、性交同意年齢という表現についての注も記載してございます。

次に、6 ページ、ウ、構成要件の見直しでございます。「暴行又は脅迫を用いて」要件についてですけれども、この要件の認定が困難であるため、告訴、起訴へ至らないケースがある。あるいは、同意の有無のみを構成要件とすべき、立証責任の転換をすべきといった見解がある一方、これを取り払ってしまいますと、内面、主観が争点となって立証の困難性が高まり、被害者保護につながらないという見解についても記載してございます。

次に、6 ページの下の方、構成要件の見直し（指導的立場にある者、保護する責任のある者からの行為の加重刑罰等）であります。これまで取組がなされてきたものの、親族や教師による犯罪が大きな社会問題となっている状況が認められ、顕在化を図るために、後に述べる取組を着実に進めることが求められる旨、記載してございます。

次に、7 ページ、「女子に対する」「姦淫」要件についてです。「女子に対する」の要件につきましては、ニュートラル化に意義が認められる一方、現実に性犯罪の多い女性に対する保護の必要性の観点も引き続き考慮すべきであるという見解を記載してございます。

力のその他の部分につきましては、法定刑の引き上げについて記載してございます。

③強姦罪の見直しの今後についてでございますけれども、以上のような私どもの方の調査検討を踏まえまして、今後、法務省において検討が行われることとなりますけれども、法務省における検討に当たりましては、性犯罪に対して強い問題意識を持って行った当専門調査会の調査検討結果を踏まえた検討が行われるよう期待する旨、記載してございます。

以上が（１）でございます。

続いて、（２）証拠の採取と保全、8 ページから始まるところでございます。

8 ページ前半部分は、性犯罪における証拠保全の重要性、採取した証拠を長期間適正に保存する対策の必要性を記載しております。後半では、医療機関における証拠保全の重要性を記載してございます。

①これまでの取組ですが、各都道府県における採取要領作成等の取組。また、産婦人科医師会とのネットワークによる連携強化などについて説明しております。

次、9 ページの②の検討内容では、医療関係者を対象とした研修やマニュアルの作成等で証拠の採取、保全を行うことができる人材、機関を養成する必要性。あるいはまた、被害直後の証拠採取の必要性。ワンストップ支援センターの取組における証拠の採取、長期間保管の必要性などを記載してございます。

以上が 1 の部分でございます。

次に 2、各種性犯罪への対応～指導的立場にある者等による性犯罪の防止等～、9 ページの後半部分でございます。

指導的立場にある者による性犯罪の被害に悲惨な事案が見られること、また、親密な関

係にある者による性犯罪の深刻さについて記載し、指導的立場にある者の性犯罪の防止等について検討を行う意義を記載してございます。

10 ページ、①これまでの取組では、学校における教育相談体制の充実、厚生労働省における医療機関に関する相談窓口、医療安全支援センターの設置を促進している旨、記載してございます。

②検討内容のところでは、まず最初の段落で、事案顕在化の促進の必要性を確認し、2 段落目では、教育現場での被害について、限られた関係者だけでなく、第三者がかかわる仕組みの必要性について記載し、教育委員会に専門家を登録し、事案発生時に学校に派遣するなどの対応を書いております。

3 段落目では、教育、研究、医療、福祉、スポーツ等、指導的立場にある者の意識改革の必要性を、4 段落目では、懲戒免職になった教員の再就職により再被害を防ぐ仕組みづくりについて記載しています。それ以降、家庭内の犯罪での、学校等子どもと直接接する施設で相談しやすい環境を整備するための研修・広報の実施、児童・生徒に対する啓発の必要性、また、通学が困難になった場合の学習支援の対応の必要性などを記載しております。

以上がⅠの部分でございます。

次に、11 ページ後半からのⅡ、被害者への支援・配慮等の部分でございます。

ここは、1、ワンストップ支援センターの設置促進等、2、被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進、3、診断・治療等に関する支援、専門家の養成等から成り立っております。

まずは、11 ページ下の方でございますけれども、これまでのパープルダイヤルや男女間における暴力に関する調査といったデータを引用し、被害が潜在化していることを改めて記載しておりまして、長期にわたり支援が必要であること、性犯罪被害者のニーズに寄り添ったきめ細かな施策の必要性を記載しております。

10 ページ、1、ワンストップ支援センターの設置促進等のところでございます。性犯罪の被害者が抱える相談先を見つけることについての困難性、問題点があるため、ワンストップ支援センターの設置促進について述べております。

①これまでの取組では、大阪のSACHICOの事例、ハートフルステーション・あいちの事例を説明するとともに、先般発表されて、本日資料として配っております「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営の手引」について記載してございます。

その他、第2次犯罪被害者等基本計画に記載されている取組、警察における事例などについて紹介しております。

②検討内容においては、被害者に対する総合的支援の必要性、先ほどの手引に基づく取組の必要性、費用負担についての問題提起、ワンストップ支援センターに携わる関係者からの被害者のプライバシー保護の必要性などを記載しており、韓国の取組の参考になる旨、

書いております。

また、ワンストップ支援センターで対応する急性期のみならず、その後につきましても中長期的な専門的支援の必要性を述べ、そのために地方公共団体が果たすことが望まれる取組についても記載しております。

また、男女共同参画センターの役割も書いてございます。

次に、14 ページ、2、被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進でございます。ここは、（１）捜査・裁判手続等における性犯罪被害者の負担の軽減と（２）二次被害防止のための取組の２つの項目から構成されております。

（１）捜査・裁判手続等における性犯罪被害者の負担の軽減においては、①これまでの取組では、警察で女性警察官を配置・活用しておること、被害者専用の事情聴取室、専用車両等を設けていることなどを記載し、その他、検察における被害者通知制度、公判段階でのビデオリンク方式の導入、法テラスによる弁護士の紹介の仕組みなどを記載しております。

②検討内容では、ア、捜査・裁判手続における負担軽減におきまして、警察の事情聴取の軽減、また、事情聴取に当たって、支援員や弁護士が付き添うことによる負担軽減について記載しております。

また、被害者への刑事手続について周知を図るとともに、事件の進捗状況等の報告の充実の必要性についても記載しております。

ビデオリンク方式などのサポート施策も引き続き推進すること、その他、裁判員裁判、レイプシールド法についての御意見、コメントを記載してございます。

次に、イの弁護士による支援の充実でございますけれども、性犯罪被害者支援に精通した弁護士、特に女性の弁護士へ依頼しやすい環境の整備、また、弁護士への研修・啓発活動について記載しております。

次に、16 ページ、（２）二次被害防止のための取組におきまして、まず、性犯罪被害者の二次被害に係る問題意識について記載した上で、①これまでの取組におきましては、犯罪被害者等基本計画についての取組、また、実況見分の際のダミー人形の使用などについて記載しております。

次に、②検討内容では、公判において過去の性体験について関係なく尋問されることなどにより、二次被害の可能性などについての御発言を紹介しておりまして、裁判官の訴訟指揮権の適切な行使の必要性、捜査・公判に携わる者に対する研修等を促すことの必要性を記載しております。

次に、3、診断・治療等に関する支援、専門家の養成等、17 ページ下の方からでございます。

ここも２つ項目がございまして、（１）医療機関における支援体制の整備等、（２）医療費の公費負担制度の統一的運用の徹底の２つでございます。

まず、（１）医療機関における支援体制の整備等におきましては、医療機関の被害者支援

に係る問題意識を記載しております。

①これまでの取組では、医療機能情報提供制度について、また、研修啓発等について記載してございます。

②検討内容では、性犯罪捜査証拠採取セットが常備されるような取組を図ること。医学部教育研修について、性犯罪被害者への処置を習う機会を設けること。専門的知識・技能を持った看護師の養成、活用について。PTSDの療法を行う専門家の養成。医師、医療情報提供の一層推進などを記載しております。

次に、(2) 医療費の公費負担制度の統一的運用の徹底、19 ページのところでございます。

①これまでの取組では、犯罪被害者等基本計画における取組を記載し、心理療法の費用の公費負担を検討していることを記載してございます。また、警察庁での性犯罪被害者の緊急避妊等の公費負担制度について記載してございます。

②検討内容では、その水準を全国的に同じとすることが望ましいこと、公費負担要件の統一、拡充の検討を進めるべき旨、記載しております。

以上がⅡの部分でございます。

続きまして、Ⅲ、加害者に対する対策の推進等、20 ページから始まるところでございます。

加害者の再犯率が高い等、加害者の対策の必要性について記載し、①これまでの取組では、警察で行っております、子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度、法務省で行っております、性犯罪再犯防止プログラム、性犯罪処遇プログラムの取組を紹介しております。

検討内容では、取組が行われている再犯防止措置について、その徹底検証、見直しの必要性を記載しております。

最後に、Ⅳ、啓発活動の推進、21 ページ真ん中あたりから始まるところです。メディアに対するものも含めました啓発活動の必要性を記載してございます。

①これまでの取組では、内閣府や警察庁の取組を記載し、②検討内容では、各分野で性犯罪に関する国民の理解の増進に向けた教育啓発活動が必要であること。また、メディアの役割についても記載しております。

また、メディアにおいて性犯罪について参照できる資料を提供する必要性、あるいはメディアにおける女性の参画拡大等についても記載してございます。

以上が本文部分でございます。

なお、資料1の構成(案)には、最後に「おわりに」という項目がございますけれども、この部分につきましては、本日の議論も踏まえまして作成することとしたいと思っております。本日の資料には入っておりません。報告書の素案の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様と一緒にこれから1時間あまりかけまして、この素案の内容について御相談をしていきたいと思えます。

実は、これまで意見を言っていたものがここに反映されているわけですが、ヒアリングのときなどの質疑の中で出てきた意見などをまとめたものでございまして、言わば言いつ放しといえますか、意見は言ったけれども、これについての議論をしてきたわけではありません。したがって、この素案を見ていただいてわかるように、「という意見があった」、「という見解が出された」のように書かれておりまして、調査会でそういう意見があったことが客観的に述べられるにとどまっています。その意見が皆さんの間で議論され共有されて、この調査会の意見として合意形成がなされて書かれているという形に持っていけないと、報告書といたしましては非常に弱いものになるだろうという危惧しております。

したがって、本日は時間がありますし、本日しか恐らくこれだけ時間がとれる機会がないと思えますので、まず、「意見があった」というところについて、全体の合意として書きぶりを変えることができるかということを見たいと考えております。

それから、2番目ですが、こういう「意見があった」というときに、それぞれ理由が簡単に付してあるわけですが、そのまま報告書に書いただけでは非常に弱いので、エビデンスや資料的な背景など、その意見を説得力あるものにするための統計でありますとか、そういった書類や資料が必要だろうと思えます。

これについて、本日は、ここには資料が要りますねという確認をしていただくにとどめて、あとはそれぞれの委員の方からお出しいただくということになろうかと思えます。もちろん、事務局の方で集められるものは集めさせていただきますけれども、委員の皆様にデータ等をお願いすることが今後あるかと思えます。

3番目ですが、今の構成（案）については「おわりに」で終わっているということですが、これまでの報告書を見ますと、例えば、今、私の手元にありますのが平成16年の女性に対する暴力に関する専門調査会が出しました「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」という報告書でございます。これは、本文が大体20ページで、その後にエビデンスになるような統計資料、データといったものが、この16年版では約30ページついています。その後に、今度は参考条文、我々の場合ですと外国の制度だとかそういったものも全部つけて、この16年版は全体として178ページにも膨れ上がっております。

我々がこれから作成しようとしている報告書は、どの程度のものにするかということももちろんこれから決めていくわけですが、限られた時間で限られたメンバーによって審議し、検討し、調査した内容でありますので、暫定的なものにならざるを得ないにしても、少なくとも我々の合意が形成できたことを記載して、それが説得力を増すために可能な限りのデータを添付したいと思います。そして我々の報告書の一つの特徴として、外国の諸制度でありますとか、国内の諸事例について、具体的なものも書けるものは書き込

んでいって、説得力のある報告書にしたいと思っております。データ、その他の原案は、これから事務局が中心になって作成していただくということですが、御協力をお願いしたいと思います。

それから、全く別の論点でございますが、これまで3通の要望書や意見書をちょうだいしております。今後も引き続いてお送りいただくことがあろうかと思っております。これにつきましては、会長あてになっておりましたものも、すべて委員の皆様方に添付ファイルその他で送らせていただいております。これらでは非常に総合的な検討をしていただいておりますので、参考にさせていただくということで、今後も、要望書等が届きましたら、同じような扱いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、一応最初からざっと見ていきながら、御意見をまとめていくということにしたいと思っております。全部で20ページぐらいあるわけですから、余りゆっくりもできませんけれども、1ページ目から順に見ていきながら、それに該当するところで御意見を言っていただくということにしたいと思っております。

まず1ページ目ですが、お手元の6月4日バージョンの「はじめに」ですけれども、これにつきましてはよろしいでしょうか。この報告書の性格といいますか、なぜこの報告書を出すのかといったところについては、何か根拠のようなものを明記する必要があるだろうということで、2ページ目に、当専門調査会では、昨年7月29日の男女共同参画会議において、この専門調査会が女性に対する暴力の根絶に向けたさらなる取組について検討を行うという決定があったことを書いています。第3次計画に基づき、また、パープルダイヤルの結果も踏まえて、昨年9月から検討を行ったことを明記して、その検討結果をまとめたものだという形にしております。

第3次計画では、御承知のように、もっと広い、ドメスティック・バイオレンスでありますとか他の項目がたくさんあるのですけれども、今回は、性犯罪への対策の推進というⅢのところを中心にまとめたということでございます。この調査会は、メンバーは変わりますけれども、常設の調査会でございますので、その他の項目については、また機会を改めて調査することは可能かと思いますが、今回についてはこの内容を中心にして報告書を出したいということでございます。

この趣旨、あるいは「はじめに」の書きぶりについては、いかがでございましょうか。何かございますか。

どうぞ。

○小木曾委員 私、今回、とりまとめという作業が初めてなので1つ伺いたいのですけれども、この調査会の位置づけといいますか、2ページの最後から2番目の段落で、「可能な限り実証的な手法で検討を行い」とあります。事実の積み上げをする場なのか、それともこういう政策でいくべきなのだという方向を打ち出すというのが役割なのか、そのあたりが私よくわかっていないので、教えていただければと思います。

○辻村会長 これはいかがですか。畠山さんの方でどのように認識しておられますか。

○畠山室長 専門調査会という性格でございますので、当然のことながら、男女共同参画会議のもとに置かれているということで、男女共同参画の実現のために資するという中身について、何らかの方向性を持って議論していただくということで、単なる事実の積み上げということではなくて、もし意見集約ということが可能であれば、そういう方向になっていく方が望ましいというふうには考えてございます。

○小木曾委員 その場合に、一定の政策が出たとして、それが例えば法改正だという場合は、前回の法務省からの発言もありましたけれども、役割分担はどうなるのでしょうか。

○畠山室長 例えば、強姦罪の部分につきましては、今後、法務省において、恐らく法制審議会における検討ということになるかと思います。法制審議会は、男女共同参画会議の立場以外にもいろいろ検討すべき視点というのは多分あるかと思いますので、強姦罪の見直しにつきましては、7ページの最後のところに、我々の専門調査会の立場と法務省との関係ということもちょっと記載してございますけれども、我々が男女共同参画会議、男女共同参画の推進の観点から行った調査検討結果につきまして、もちろん、法務省以外の省庁もそうだと思いますけれども、法律改正にかかわるものは、それらを踏まえて検討していただくことを期待しておるということでございます。

○辻村会長 よろしいでしょうか。この点についていかがですか。

○番委員 お伺いしたいのですが、この報告書は男女共同参画会議に提出するという形になって、そこで、この報告書の内容を議論して、男女共同参画会議の結論として、全部がそのままかどうかわかりませんが、出るということになるのでしょうか。

○畠山室長 男女共同参画会議における取扱いというのは、現時点では確実に決まっているわけではありませんけれども、当然、報告書がとりまとめられれば、その報告はさせていただくということで、その後、それをどう受けるかということについては、もうちょっと考えたいと思っております。

○辻村会長 一般的には、男女共同参画会議には総理大臣初め閣議のメンバーの方がお入りでございまして、それぞれの省庁に関係する内容が出てきた場合には、もちろんそれを御覧になって、それを尊重しながら政策を進めることができるかどうかということを検討されると思います。そして、その会議で承認され決定されましたら、各省庁もそれを踏まえて政策を実施するということになると思いますが、その拘束力その他については、専門調査会の報告書がどこまでの拘束力を持つかということは定かではございませんし、もちろん、ただ言い放しで終わるかどうかということは内容にもかかわってきますけれども、従来では、ここに書かれておりますように、当然ホームページに掲載されます。各省庁には冊子体が配付されますね。

○畠山室長 はい。

○辻村会長 当然、各省庁、その他団体にも配付されると思いますから、その報告書を尊重していただくということになるかと思います。

平成16年の報告書については、強姦罪の法定刑引き上げについて、量刑の上限を引き上

げるといふ点が刑法改正に反映されたと最初に結論が書いてあったのですけれども、これは取り上げられた、と理解しているということですね。

ほかにいかがでしょうか。この議論というのは、これまで余りしておりませんで、私も必要なことだと思っておりますので、いかがでしょうか。

○林委員 私も含めて、委員の方々は、このドラフトを受け取ったのが直前ですので、今日これに1ページずつコメントをするということは非常に難しいと思います。だから、まず全体的にこの素案について検討する機会が今日だけなのか、更にあるのかということと、参画会議にいつごろ出す見通しか、もしあるのであればそれを伺いたい。

それから、法務省の刑事法制の根幹をなす刑法の見直しに当たり、「この調査結果の検討が行われるよう期待する」という7ページの書き方になっていますけれども、「期待する」だけでいいのかどうかという問題があると思います。私は、特にこれは女子差別撤廃委員会からの勧告を受けて議論が活性化してきたという歴史もあるので、次の日本の国家報告書提出は2014年の7月までですので、少なくとも何かそれまでには結論を出すとか、何らかのタイムフレームが必要だと思います。そのタイムスケジュールをもう少し具体的に事務局から御説明いただければと思います。

○辻村会長 お願いします。

○畠山室長 本日、6月4日の議論をいただくのですけれども、正直申し上げますと、こうやって一堂に会していただいて議論する場というのは、今回が事実上最後の機会かと思っております。もちろん7月2日、9日がありますので、そこでまだまとまらない部分があれば御議論いただいてもよろしいのですけれども、本日、御議論いただきますが、本日で議論を尽くせない方も当然いらっしゃると思いますので、また後ほど御説明しようと思っておりましたけれども、言い尽くされなかった御意見等については、私ども事務局の方に提出いただいてというような段取りも考えてございます。

そういうことを受けまして、7月2日、9日を予定しておりますけれども、その時点で専門調査会としての報告書がまとまるということになれば、まだそのタイミング等は決まっておりますけれども、男女共同参画会議において報告するという段取りは予定されてございます。

○辻村会長 今おっしゃったことは、6月4日、今日が最後ということではなくて、7月2日、9日もこういう会議をすると言う趣旨ですね。

○畠山室長 議論の詰まりぐあいによってということですが。

○辻村会長 なるべく2日とか9日で集約したいということですか。

○畠山室長 ということの思いがございます。

○小木曾委員 法改正というのは結構大変な作業でございまして、できるだけ一定の方向性を出すのであれば、相当のエビデンスの積み上げというのは必要なので、それがどうなのかということは疑問だと申し上げざるを得ません。

○辻村会長 その点は、事務局の方の希望ということですね。ですから、実際、その間に

エビデンスというか、今、資料をつけるという話をしたのですが、うまくできなければ遅くなってしまうということですから。

○畠山室長 鋭意取り組みたいと思います。

○辻村会長 ただ、直接的にどのような影響力を持ちうるか。先ほど期待するだけでいいかということが出ていまして、そういう議論はあると思いますけれども、この方向で例えば法改正してくださいということまで書くようなことが我々の任務であるかということも多少問題がありまして、もちろん調査検討をするわけでありましてけれども、その結果をなるべく客観的、実証的に報告書としてまとめるということですね。いずれにしても、内容がしっかりしたものであれば、当然いろいろなところで参考にされるであろうということです。ただ、実際に強姦罪のところについては、第3次計画のこの点を実現していくのは、第3次計画にも明示してありますように、法務省、警察庁が、担当の省庁になっているという関係でございます。

○阿部委員 それでは、次回までに、できるだけ委員の中からも意見も含めて事務局に集約的に寄せた方がいいということでしょうか。

○辻村会長 そうですね。

○畠山室長 必ずしも委員の皆様の間で集約された意見として出していただく必要はありませんけれども、それぞれの皆様の御意見ということで出していただければと思いますが、集約された意見が来てはいけないということでは決してありません。

○阿部委員 よくわかりました。

○辻村会長 あと7月2日までの間にメール会議といいますか、そういう資料を添付して送って、また意見を出してということは可能であるということですか。

○畠山室長 はい。

○辻村会長 そういったことですが、今、「はじめに」に関連して、この報告書の趣旨、その他ございましたら、何かありますか。いいですか。

○林委員 この「はじめに」の論理構成ですが、2ページの後半の方に性犯罪についての社会の理解が必ずしも十分ではないという二次被害の話などが出てきますが、被害が潜在化する理由そのものが、ジェンダーバイアスであったり、性犯罪に対する社会の偏見であり、それが被害を潜在化、深刻化、継続化させていると思いますので、この原因の話というのはもう少し前に来るべきだと思います。そのような原因があるけれども、被害当事者が声を上げることによっていろいろなことが少しずつ変わってきた、という展開になるのではないかと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

ただいまのような御意見をたくさん伺っておけば、また事務局の方でいろいろ検討して原案をお出しするということだろうと思います。

先ほど出ておりました国際的な動向ですか、そういったことも、先ほど、女性差別撤廃委員会の次回報告期限が2014年7月ということでしたが、人権規約委員会も本来は2011

年 10 月です。そこにも強姦罪見直しのことなどが出ておりますので、種々の国際機関からさまざまな要請を受けている、そして諸団体でこの検討がなされているということも事実でございますので、そのことも少し視野を広くして書いておく方がいいかもしれないという感じはします。ほかにいかがでしょうか。何かありますか。

そこはまた修文していただいて、それをメールでも流していただいて、また御意見をいただくということにしたいと思います。

それでは、先へ行ってよろしいでしょうか。3 ページの方に参ります。

3 ページの方では、今、性犯罪の特徴ということが書かれていて、ここではエビデンスといいますか、データを示すべきところはかなりたくさんあるように思います。3 ページ目の上の方に犯罪白書が出ておりますので、これも資料につける必要がありますし、内閣府の 23 年度の暴力に関する調査の結果が出ておりますから、これもきちんと資料でどこに対応するのかということも詳しく書くべきかと思います。

○林委員 よろしいですか。

○辻村会長 どうぞ。

○林委員 3 ページの第 2 パラグラフのところで、男女間における暴力に関する調査の結果を引用していますが、これは相談しなかった理由というのも聞いていますね。だから、その相談しなかった理由が何なのかということも触れた方がいいと思います。

それから、その下のパラグラフは誤字ですけれども、「性犯罪は」で始まるパラグラフの 4 行目の「被害に会う」は「遭遇」の「遭」です。

○辻村会長 よろしいですか。「相談しなかった理由」は、前回も議論になっておりました。

○小木曾委員 エビデンスということ言えば、例えばここで問題になっているのは、単純強姦なわけですが、それがどのくらい件数としてはあって、起訴、不起訴の割合、そしてまた、その不起訴の理由、その中に問題になっている告訴がないというものがどのくらいあるのかとか、あるいは嫌疑不十分で不起訴になるというケースもあるはずなので、そういったものがどのくらいあるのかということも示す必要があるだろうと思います。

○辻村会長 ほかにございますか。

どうぞ。

○平川委員 今のところに追加なのですが、見知らぬ人よりも見知っている人からの加害の方が実際は 3 倍以上高いわけですから、その数値を入れてほしいと思います。

○辻村会長 いいですか。

○畠山室長 はい。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

最近、5 月 23 日の朝日新聞に番委員が登場されて、裁判員裁判になってから起訴率が低下したという記事が、かなり大きく、「性犯罪の起訴率低下」という見出しで出ております。こういったこともどこかに書ければいいと思うのです。

○番委員 強姦致傷の起訴率が裁判員裁判になって明らかに下がっているようです。強盗

の場合なども、殺人などもいろいろ問題はあるらしいのですけれども、特に性犯罪については裁判員裁判になるかならないかのところですので大きく違っているということになると、強姦罪だけの起訴率では語れないような部分もあったり、そこでいろいろな捜査機関の思惑だとか、例えば致傷の範囲を広く考えていたのを狭くして、裁判員裁判には限定して持っていく。そうするとどういうことが起こるかという、性犯罪について裁判員裁判は量刑が重くなったと、実証的にわかっているのですけれども、重くなるべきものしか行っていなかった、だから、本当にそういうものだけが厳選されて裁判員裁判に行っているのではないかという考え方もできるわけです。

ですから、統計資料も、どうも余り単純に見ることができない。法務省の方がいろいろ持っていらっしゃいましたけれども、もう少し検討する必要があるかということを考えております。

○辻村会長 今回の問題は、素案でいきますとどこに絡むのかということのを少し疑問に思っております。もちろん3ページのところで、性犯罪についてはこういう流れがあると、起訴率なんかもうこういうふうになっていて、裁判員制度の影響もあるということを総論的に叙述するということでもよろしいかと思うのですけれども、例えば非親告罪化などの問題にこのデータが結びつくのだろうかとか個別に考えていきますと、なかなか難しい問題がありまして、そのデータを我々専門家がどうとらえるかということには結構慎重な検討が必要ですね。

○番委員 それで、1つ論点として、ここでは後ろの方で挙がっているのですけれども、16ページのところで裁判員裁判の対象となる性犯罪のことに言及されていまして、時期的には論点としては非常に重いものであって、この報告書でどのように言うかというのは、ひとつ注目されるべきなのかと思うのですが、結論はともかくとして、この時点でもう少し問題提起をしてもいいかと思います。

○辻村会長 そうですね。そういうことであれば、3ページの総論のところに、裁判員裁判になってから性犯罪との関係はどうなったのかということのを少し頭出しをしておいて、そして、それについては何ページで論ずるというような形にしてもいいのかもしれないですね。これも、番委員の報告をいただいて議論いたしましたけれども、我々として、だからこれを外した方がいいとか、結論的なところまではあの時にはなかなか議論し尽くせなかったと記憶しております。余り安易に結論めいたことを書くことはできないのですけれども、一応、我々の本来の任務は調査でございますので、そういったことがデータのきちんとして押さえられた報告書であれば、非常に有用なものになるのではないかと思います。

○山田委員 「女性に対する」という文言がついているので、今まで余り発言しなかったのですが、やはり男性に対する配慮というものも、本文でなくて注でもいいですので、どこかに記述しておく必要はあるのではないかと思います。

7ページに、現実には性犯罪被害の多い女性に対する保護ももちろん必要なのですけれども、男性が被害者になるケースも結構見聞きしております。私の見聞きしている場合でも、

ある男性卒業生が、男性役員に強要されて拒否したところ、左遷されてやめたとか、あと、やはり入社を、これは応じてしまったケースですけれども、男子学生が男性企業面接担当者から強要されて応じたという例もありますので、「女子に対する」という構成要件の見直しというところは、できれば見直す中に入れてほしいというのが1つです。

あとは、11 ページに「女性に対する暴力の中でも」と、「女性」ばかりなので、もちろん注でもいいですので、これは女性に限られる問題ではなくとか、人間に対するとしていただければありがたいです。

理由としては、余りにも女性だけというのを強調し過ぎますと、逆に男性は強いもの、女性は弱いものという固定概念を助長してしまうのではないかとありますし、また何か報告書が表に出たときに、男性被害者について全く配慮がないのではないかとというようなものを避けるためにも、注でもいいですので、男性が被害者になることを全く無視しているわけでもないというような文言をどこかに入れてもらえたらありがたいと思っております。もちろん中心になるのは女性で全然結構なのですけれども、そういうのに対する配慮もしているという姿勢を載せてほしいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

7 ページの構成要件の見直しのところ、ニュートラル化のところですが、法務省の方が性的自由は保護法益であるということを断言されておりましたけれども、保護法益が性的自由だとすると、論理的には、男性のことも当然考える必要がありますし、弱者ということであれば男児が問題になります。これは、子どもの権利条約に関する委員会からも勧告を受けておりますし、人権規約委員会などでも問題にしておりますから、ここはもう少し膨らませて書き込む必要があるのではないかと個人的には思っております。

その関係で、総論のところ、やはり性犯罪の様相も非常に多様化しているというように、男性、男児が被害者になる場合も当然あるので、そういったことを視野に入れた検討ということで、パープルダイヤルなどでもそれを含めたわけですから、それが出てこないというのはもったいないと思います。

○山田委員 もう一点なのですが、姦淫、性交といった言葉が、私も一応法学を習いましたので、何が強姦構成要件と判例で決まっているとかはわかりますけれども、つまり、強姦と強制わいせつの境界があいまいになっているところを多少どこかで書いておいた方がいいかと思っております。もちろん、法務省で改善するときに検討されるのでしようけれども、いわゆる性交同意年齢といったときに、何をどこまで同意しているのかというのがよくわからなくなるわけですので、ここで方向性を出すということは無理かもしれませんが、どこかでその境界があいまいになっている。

実を言うと、私が東京都の条例をつくるときに、いわゆる唾液を要求するのはわいせつかわいせつではないかという議論を相当行ったことがありますので、実はわいせつかわいせつではないかということもあいまいになってきているので、そこら辺に対する議論も必要ぐらいのことを書いていただけると整理できるのではないかと思っております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

どうぞ、平川委員。

○平川委員 先ほどの山田委員の発言された、男性の被害者もいるというところに戻るのはすけれども、今回、平成 23 年度に実施された男女間における暴力の調査結果を見て、ちょっと残念だったのは、女性に対する強姦の実態調査がありますね。あれを女性に限ってしか実施しなかったということなのです。この調査をやられる前に、私は意見を求められたので、あの項目について女性に限るというところを外して、男性に対してもまったく同じ項目を調査すればいいのではないかと申し上げたのですが、その意見が通らなかったという結果を、今回の 4 月の調査の発表を見て残念に思ったということなのです。

山田委員がおっしゃったように、男性は確かに被害者がいることを私自身も相談現場の中で聞いているのですが、その実態がはっきりしていないということはあると思うのです。そうすると、報告書には、今後の調査については男性の被害実態も調査をするというような書きぶりというのが必要なのではないかと思っているのですが。その前に、なぜ男性に対する質問として被害実態の項目を入れなかったかという点についても、この場でお聞きしたいところであるというぐらいに残念に思っています。

私の実感では、女性の被害は男性から、男性の被害も男性からという被害者が多いので、そのあたりのことも調査結果としてある程度は明らかになったのではないかと思っているところなのです。もし今、お答えがいただければそれをいただいて、それから今後に向けてどうするかということを書き込んでいただけたらいいのではないかと思います。

○辻村会長 いかがですか。

○畠山室長 男女間の暴力調査につきまして、男性被害についてのお話がございます、私どもの方として、今回、検討はさせていただいたということですが、まずデータとしまして、意に沿わない暴力、女性に対するものということも、要するに統計的な数値として出すには少ないデータになっているというところが正直ございます。

それに加えて、恐らく男性に対するということだと、何件という数字は出るのですが、例えばそれを統計的にどう考えるかということについて、なかなか判断しづらいところもあるのではないかとということも含めて検討した結果、今回の調査としては入らなかったということでございますけれども、今後の調査につきましてどうするかというのは、また考えていかなければならないかと思っています。

○竹信委員 今に関連して、男性から男性という、対象は誰なのかというものについての調査も項目に入れていただかないと、男性も被害に遭うというところが多いのが、女性も男性に対してセクハラとかレイプとかしているのだから男性も被害者なのだ。男は女にひどい目に遭っているというふうにネット上なんかでは非常によく使われていることが多くて、でも、実際私も取材したりして聞いているケースは男男間が割と多いのです。女男間というのは余り知らないというか、男男間のレイプとかなのです。だから、中身は男性

の被害とはどういう被害なのかが少し浮き彫りになるようなものの方がいいかと思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○番委員 先ほど、山田委員がおっしゃったことでよくわからないのですが、強姦罪と強制わいせつ罪とか、線引きというのはかなりはっきりしていると思うのですが、わいせつはいろいろ非常に難しい部分を持っていますが、逆に姦淫行為を強姦としたので、そこははっきりしていると思うのですが、どういう御趣旨で、先ほど境界線がはっきりしないということなのですか、ちょっとよくわからないのです。

○山田委員 男性同士の場合とかでもありますね。

○番委員 だから、それは今の規定でははっきりしている。

○辻村会長 177条ではなくて強制わいせつの方に。

○番委員 そういう意味合いですか。

○山田委員 そうです。多分女性が被害者でも同じだと思うのですけれども、心理的にいえばほとんど同じであると思っております。

○番委員 そういうことではなくて、あいまいだということなので、今の規定では。

○山田委員 もちろんそれはわかっています。現行の法改正の規定では全く。

○辻村会長 現行規定では177条に入らないので、同じ行為であっても男性の場合には176条の強制わいせつの方に入るということですね。

○山田委員 社会学者ですので、一般的認識としては、それに入らないものに関しても、いわゆる性関係としてとらえる人が多いということです。

○番委員 それならわかります。

○辻村会長 ですから、逆にいえば、ニュートラル化されていない条文であるがゆえに、そういう問題も生じているという形で引きつけて書けば書けるかもしれないということですね。

○阿部委員 これに全体を通じてなのですが、外国籍につながる人々や子どもたちも当然対象になるということをどこかで文言に入れていただきたい。というのは、自明のことですよというふうにはほとんどの方がおっしゃるかもしれませんが、やはりDV防止法の改正のときも、法律が成立した直後は、ほとんど外国籍の人たちは被害に遭っても外国人は別だというような対応をした地域もありましたので、是非この外国籍の人々も当然対象であるということと、支援については、それに配慮した対応が求められるということも是非加えていただきたいと思っています。

○辻村会長 よろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。一つひとつ見ていきたいのですけれども、非親告罪化のところはこんな書きぶりでもいいかというのは、またメールでも御意見をいただきたいのですが、下から9行目の「しかしながら」から非親告罪化しないとだめだということの理由がだっ

と書いてあるのです。親告罪であるために告訴の判断という過酷な負担が生じるということ、それから、加害者側の弁護士からの取下げ要求の対応を求められるとか、低年齢の場合には判断が難しいとか幾つか書いてあります。ここらについてのエビデンスが出てこないですね。以前に法務省の方が言われたのは、弁護士側から告訴取消し要求するのは、別にこういう事件に限らない、どういう場合でも要求するということはあるわけですから、特に強姦罪について非親告罪になっていることが問題だということの証明にはならないという反論もあったかと思いますが、こういうことについて、単にこういう意見があったというだけでは説得力に乏しいと思いますので、何か資料を挙げることは可能でしょうか。

どうぞ。

○番委員 木村先生の発表のときか、告訴を要件とするもののうち軽微な類型犯罪と、それから名誉を守る類型があって、やはり言わなければ犯罪にならないということが、被害者が事件を言わない、潜在化してしまう一つの要因であり、プライバシーの問題やそれについての心配というのもあります。ですから、エビデンスと言われると非常に難しいのですけれども、それでも、非親告罪化とか性交同意年齢の引上げぐらいは、はっきりと結論を出したい。国際的な流れとかそういう問題も林先生に出していただければと思うのですが、そういうふうに思います。

○辻村会長 そうですね。ある程度方向づけを出したいということで共通認識は得られているのではないかと思いますけれども、それでもやはり書きぶりの説得力を増さないと、こういう意見であったというだけではなぜということになってしまいます。

○小木曾委員 そこで1つ懸念があるというのは、先ほど、番先生も後ろの方に書いてあることとの関係をおっしゃいましたけれども、14 ページに事情聴取の工夫という項目が挙がっているわけですが、潜在化することの理由の一つには、どうしても二次被害の問題も恐らくあるわけです。今、親告罪である。では、非親告罪化したとって、そうすると被害届すら出てこなくなるという懸念が一方であるので、それはどうなのだろうかとか、そういったことに答えていかないといけないのではないかと。

ですから、二次被害を防止するためにこれだけの工夫をしている、更にこういうのが必要だといったところとうまくリンクさせるような工夫も必要でしょうし、ついでに申し上げれば、同意年齢ですけれども、子どもの性行動です、何歳ぐらいの子たちがどうしているのかということと一緒に考えないと、確かに13歳は低いというので、では、何歳ぐらいまで持っていくのが適当なのかということのベースの資料がないということになってしまうだろうと思いますので、そういう調査に基づいて同意年齢を考えるべきであるという指摘があってもいいのかというふうに思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

非親告罪化に戻りますけれども、非親告罪化のときに、我々は韓国の例も、外国がどうなっているかということも検討しました。ここに書いてあることだけだとそれが全然わか

らないので、先ほど国際化の流れということも言われましたけれども、諸外国の法制度の動向であるとか、あるいは韓国の例なども参照して検討すべきだということを書いておけば韓国の動向とか後ろに資料がつけられますね。だから、各国の制度との関係を小出しにして書いておくことがいいことではないかと思います。

それから、今、先生が言われたところはなかなか難しいですね。例えば、仮に、この調査会では14歳にすべきだという意見があったと書いたとしても、必ずなぜ、ということになるでしょう。もちろん、論理的には刑事責任年齢のところと合わせるのだということで、差し当たり14歳という意見があるのは一つの理由ではありますが、何歳がいいかという議論というのは、まさに法制審議会等でさまざまなデータを見ながら、今後状況も変わりますでしょうから検討されると思いますけれども、私たちの段階で何歳がいいということまで書けるのかどうかということです。

どうぞ。

○種部委員 告訴以前に、3ページのところにありますけれども、前年度の調査でも警察に相談した割合はわずか3.7%なので、要は親告罪がある意味がないというか、もはや届け出をしない人の方が圧倒的に多いということは事実だと思います。

相談した割合が28%ですけれども、警察にということをつけなければ被害届を出していない人の方が圧倒的に多いということになります。そうすると、親告罪があること自体の意味が全くないということは数字として理由にならないですか。もう被害届の時点で出したくないという、自分の立場の保護という意味で、どうしてもそこには行きたくないという人は既に届けをしていないということも事実だと思うのですが、それはエビデンスとして使えないかどうか。

○辻村会長 でも、今のことは逆の意味で、親告罪の論拠としても使われているのですね。実際、ほとんどの人が公にしたいわけだから、非親告罪化したら公になってしまうから、プライバシーのためには親告罪の方がいいという、親告罪の現行法の論拠に使われているのではないですか。そうでもないですか。

○種部委員 親告罪であってもなくても、本人は被害届を出さないという選択肢があるわけで、そもそも届けたということは本人にとっては親告罪であろうとどうであろうと、そのまま刑事裁判の方に行くというふうには被害者は思っていると思うのです。ですから、これだけ届出が少ないということは事実ですから、親告罪にしておく意味が全くない、現実には、被害者側の立場からすると親告罪ということの意味が全くわかっていないと思うので、必要ないものだとは理解はできないかということです。

○林委員 ただ、年少者が被害者の中に多いわけで、小学生や中学生がいきなり警察に行って被害を相談するということは余り考えられないわけですね。だから、まず親に相談する、友達に相談する中で、いや、そんな大変なことは警察に行った方がいいよと言われてつながるということがあると思うので、この統計からだけで親告罪が意味がないとは言えないのではないかと思います。あくまでもイニシャル・コンタクトのことを聞いている統

計だと思います。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○種部委員 理解しました。

○林委員 番先生がお詳しいかと思うのですが、10代の少女などが告訴した場合に、告訴能力がないというふうに裁判所が判断する例がありますね。最近でも富山県だと思うのですけれども、数か月前に新聞報道でありましたので、そういったことも親告罪の弊害としては挙げられるのではないかと思います。私も判例を調べてみます。

○辻村会長 ですから、いろいろな書きぶりがあると思うのですけれども、こういう意見があったということを書くだけではなくて、その意見の背景に今のような親告罪の弊害としてこういうものがあるということも書き込んでいけば、多少いいかもしれません。

ほかにいかがですか。今言われた同意年齢のところも、なかなか何歳と書くのは難しいですね。

少し先に進めましょうか。

構成要件の見直しは、暴行・脅迫要件であるとか、エの指導的立場のところはまた後に出てくるかと思います。女子のところはちょっと話をしましたから、今まで話をしていないところではいかがですか。暴行・脅迫要件については、この書きぶりはかなり中立というのでしょうか、アとイは全体の同意が得られたというか、余り異論はなかったということですが、ウとエはどうなのでしょう。ウについては、いろいろな意見があるから合意形成はないという、という判断ですか。

どうぞ。

○番委員 本来ここが一番問題だと思っているのですが、ただ、現実的にはここでの議論だけでどこまで書き込めるかということです。1つは、暴行または脅迫という問題と、抗拒不能という準強姦の要件を利用して、何とか実務的には突破できないかと最近は思っているのですけれども、書きぶりとしてはもう少し足してもいいのかと思います。いろいろな意見が出ていますし、それは私などもいろいろな意見書だとかを見て考えてみたいと思っています。

○辻村会長 もう少し専門的に、こういう考えだとこういう問題があって、こういう考えだとこういう問題があるということも客観的に意見が違っているとすると、それを並列してしっかり理由まで書き込むことによって、この報告書の意義が高まる可能性はあると思います。結論だけではわからないところが多いですから、そこは委員の力もお借りして少し修文をしていただく、あるいは書き足していただくということにしたらいかがかと思います。

○竹信委員 指導的立場というところになるのですが、今回も難しいテーマですが、セクシャルハラスメントという職場での暴行・脅迫的な優越的地位に立つ者というのは余り話し合われてこなかったかという気もするのです。これは確かに厚労省で指針もあるのでいいかなというのものもあるけれども、同時にかなり深刻なものがセクハラとは言えないような、

むしろレイプみたいなことが実は職場で割とよく起きていて、言い出せない。その場合、地位は優越的なので抵抗もできないし、脅迫にもなっていないくて、へらへらして済ませてしまって、結局黙っていて後で傷ついているみたいなケースが非常に多く見受けられるというふうに感じているのです。

なので、ここで指導的立場にある者というふうに書いて、これは大変説得力もあって、これはひどいぞと思うのでいいと思うのですが、やはり優越的地位を利用したとか、そういったものを何かの形で入れられたらいいかというふうに感じたので、御検討をお願いしたいと思います。

○辻村会長 これにつきましては、9 ページの下半分、各種の性犯罪への対応というところで、ほかの項目に比べるとここはかなり詳しく書かれているのです。それから、最初の「はじめに」についても7、8行使ってこの問題を重視したという書きぶりになっていますので、この書きぶりでこのぐらいスペースを使って、これが有益な内容になっているかということは委員の方で見ていただいて、見直していただければと思います。

ほかに。どうぞ。

○番委員 それについては韓国が特別法をつくって、最近、たしか処罰が厳しくなっているということは、先日、ヒアリングを受けたと思うので、そういうものもつけていただければ。

○辻村会長 書き込んでいけばいいですね。1 行でもそれを書けば、資料のところにそこから何ページ参照というようにできます。そうすると、新しい制度を紹介するだけでもこの報告書の意義が高まると思いますので、そういう扱いでいかがかと思います。

どうぞ。

○林委員 暴行・脅迫のところに戻りますけれども、新しい制度を紹介するということの一つとして、国際刑事裁判所規程は日本も入っているわけですので、国際刑事法では暴行・脅迫要件ではなく優越的地位とか力の濫用を要件としていますから、国際刑事裁判の例に触れるべきではないかと思います。

○辻村会長 そうですね。最低限それを書いて、資料のところにその条文をつけて、どういうふうになっているかということを明らかにするといいですね。

○木村委員 確認なのですが、この場合、やはり法定刑としては同じぐらい重いものということでしょうか。暴行・脅迫が外れた方がもっと重いのでしょうか。

○林委員 国際刑事裁判ですので、要するにジェノサイド（大量殺戮）であるとか、戦争犯罪、人道に対する罪としてのレイプが問題とされています。単なる1対1の男性が女性を強姦するというのとはシチュエーションが違います。法定刑を今すぐに思い出せませんが、日本で想定している強姦とは確かに違うと思います。

○木村委員 だとすると、大分シチュエーションが違うので、今ここで暴行・脅迫を外すことに関して、余り積極的な意見を出すというのは、私も将来的にそうなることもあると思うのですが、逆に法定刑が下がるという可能性はあると思います。男男間を取り

入れるというのも実は同じ問題性があるって、男男間を強姦に取り込むと、やはり強制わいせつ基準になってしまうので、強姦の法定刑が下がるという可能性はあります。だから、法定刑を常に考えながらやらないと非常に危ないという気はします。

○辻村会長 どうぞ。

○番委員 ただ、現実、3年以上ということが強姦罪の法定刑の下限になっているのですが、今ではもう実務でかなり上の方の量刑が最終的に下されるということですので、先生がおっしゃるように、組立てとして法定刑のレベルがいろいろなものを取り込んでしまうと下がってしまうというのはわかるのですが、現実的には日本の場合にはかなり幅があるので、すぐに支障はないのかなと私の立場では思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

そういたしましたら、7ページの下③のところが、一応ここの部分の総括のような形になっていまして、「期待する」では足りないとかいろいろ御意見はあろうかと思えますけれども、これで検討が終わりというわけにはいきませんので、結局、我々の調査会がある限り、ほかのテーマを調査しているときであっても、この問題については、関心を持って見続けるといったことは明記しておかないといけないと思います。

我々の所掌事項でありますから、例えば法制審議会で全く違う方向のものが出るとか、あるいは法制審議会自体が開かれないということももちろん将来的には可能性はあるのですが、それについては、やはりこちらとしては絶えず検証を続けていくということをごどこかに書いておく必要があると思います。

ここもいろいろ御意見ありましたらお出しいただいて、後でメールでいただいたものをまとめていただければいいかと思います。

それでは、次に進んでよろしいですか。8ページ、9ページが証拠の採取と保全のところですが、ここについては余り御異論はなかったような記憶でございますけれども、何かございますか。

どうぞ。

○種部委員 8ページのところで、証拠保全長期間適正にというのは大事なところだと思うのです。これまでの議論の中で申し上げなかったかもしれないですが、精液の同定というのは時間的に非常に短い期間しか同定できませんので、例えば外国なんかですと病原体のDNAの解析もしていると思うのです。精子はもういなくなっているけれども病原体は残っていることがあって、ほかに感染の経路は全くなしという場合なんかには、それは性器の挿入を裏付ける証拠だと思うのです。多分、欧米なんかでも病原体のDNAが加害者の持つ病原体と一致するかどうかを調べることは可能だったと思うので、DNA試料の採取だけではなくて、病原体の解析も含めもう少し先進的な取組をすべきだと思います。

あとは、8ページの4つ目のパラグラフで、「DNA資料」の「資料」の字が違いますか。それと、一番下から2行目、「産婦人科医師会」というものはないので、「産婦人科医会」というのが多分、今、中心的にやっているといますから、「産婦人科医会等」ですね、

それ以外に医師会としてやっているところもありますので、変えていただければありがたいです。

○辻村会長 8 ページ真ん中あたりの「DNA 資料」の「資」という字が、試みる、試験の「試」ということですね。

○種部委員 はい。

○辻村会長 ありがとうございます。

9 ページのところは、先ほど出ておりましたセクシャルハラスメント、スクールセクハラとかそういったことでしたね。

どうぞ、原委員。

○原委員 9 ページの証拠採取の検討内容の最後のところですが、警察への届出がなかなかされないというところで、医療機関が把握したときに、ここにありますように、本人の同意を得て長期間証拠採取をして保存をするということが必要になるだろうと思うのですが、ここでさりと書いているほどそんな簡単にはいかなくて、これが本当に証拠能力があるかどうかということについては、医療機関が独自に採取、保存しただけでは裁判では戦えない可能性もあります。そういう意味で証拠として活用できるようにするということに何らかの、例えばルール化するとか、裁判としての証拠能力を持つために何らかのルールを設けるとかということがないと、せっかくこれからいろいろな自治体で取組が始まったとしても、警察とのやりとりがきちんとできてルール化されていないと、証拠をとっても意味がないということになりますので、そのところは大切かと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

恐縮ですが、そこをどう直したらいいかということのをちに事務局の方に送っていただければありがたいと思います。

あとは、スクールセクハラのところは先ほど議論になりましたが、11 ページの被害者への支援で、ワンストップ支援センターのところが、この調査会の活動内容からすればかなり重要な点になってくるかと思いますが、このような書きぶりでよろしいでしょうか。14 ページぐらいまでずっとワンストップ支援センターのことが書かれておりますけれども、かなり分量的には多いですね。

これは、例えば 14 ページの上から 8 行目に、「なお、韓国のワンストップ支援センターの取組が参考になるとの紹介があった」となっていますが、これも、そうですかで終わってしまうので、「紹介があった」というよりも、取組が参考になる、なぜならばというか、どういう点が参考になるということを書き込んで共通認識にしたうえで、後ろに資料をつける方がいいかと思います。

どうぞ。

○原委員 これをざっと読んでいて、ワンストップ支援センターの役割のところ、急性期の支援であるとか、付添い支援であるとか出てきてはいるのですが、中長期的な支援がなされて、最終的にはその方の生活再建がきちんとできるようにならないといけないと思

うのです。しかしそれがちょっとまだ読み取れないのです。この報告書の性格上仕方ないのかもしれませんが、もうちょっと支援の流れが見えるような書き方にならないのかというふうに思っています。

例えば、小西聖子先生のプログラムの中には、性暴力被害に遭った女性の精神的な回復についてある一定のエビデンスがあると思います。私の記憶違いでなければ、急性期から手厚い支援を短期間に受けられた方が後の回復にはいいというふうに理解しています。そういうエビデンスは、中長期支援の取組の参考になりますので、参考文献も入れてもらえるといいかと思いました。

○林委員 ちょっといいですか。

○辻村会長 どうぞ。

○林委員 戻ってしまって申し訳ないのですが、「指導的立場にある者等」のところで、9ページから以下のところなのですが、まず9ページのところでは、教育と医療やスポーツ分野などが例示をされていますが、先ほど竹信委員が言われた職場の話というのは、入れるとしたらここになると思いますので、そこを膨らませていただきたい。そうすると、10ページの「これまでの取組」というのが、文科省での学校の話しか出てこないの、そうすると学校以外の地域でのスポーツだとか、医療だとか、職場での、厚労省を初めとするセクシャルハラスメントについての取組ということも10ページのところに入れていただきたいと思います。

○辻村会長 よろしいですね。そこはいいですか。

どうぞ、平川委員。

○平川委員 ワンストップ支援センターの機能を持つセンターについては、今回6月から東京で性暴力救援センター・東京がオープンしました。それはSACHICOが大阪で2年前に開設されましたが、関東にはこういうものがなかったのですが、6月から始まっていますので、それを書き込んでいただけたらと思います。

○辻村会長 わかりました。13ページの大阪もあって、愛知でも始まったというところに。

○平川委員 はい、その後。

○辻村会長 後はいかがでしょうか。

どうぞ。

○種部委員 14ページ、先ほどの韓国のワンストップ支援センターをちょっと膨らませてということだったのですが、一番大きな違いは、被害届提出の有無にかかわらず、お金を全く出さなくてもDNA試料採取・検査・治療をそこでできるという点だったので、具体的に参考になる部分を書いてほしいということと、あとは16ページの2の1つ手前、「男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等」と書いてあるので、この流れを見ますと、先ほど原委員がおっしゃっていましたが、急性期が過ぎた後はこちらでフォローするという形に持っていきたいのかなと思ったのですが、男女共同参画センターが性暴力被害の中長期的な支援をできる体制を今とっているとは思えないのです。

それに対して取組をしている都道府県がどのくらいあるとか、そういう数値のデータというものを後ろの方に資料としてもし載せられれば、具体的に何が足りていないかがわかるかと思うので、ちょっと調査をお願いしたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。それもきちんと書いておいてください。たくさん宿題があります。恐らく事務局だけではさばき切れない場合には、委員の皆さんの方で修文してください。

○平川委員 中野の犯罪被害者の支援員の方に、この会議の中でヒアリングを行いましたけれども、そのときの資料は、今のような中長期の被害者支援をやっているのは全国で3つしかないということだったのです。中野、杉並、多摩ということですから、ほとんどやられていないという現実があり、被害者の方は、中長期における生活再建が非常に困難になっていくし、あるいは仕事もやめざるを得なかったり、転居をせざるを得ないとか、さまざまな問題を生活というレベルで抱えていますので、そのあたりはしっかりと書いていかなければいけないのではないかと思います。

○辻村会長 それはきちんとしたエビデンスがあるわけですね。

○平川委員 はい。

○辻村会長 では、お願いします。

ほかにかがでしょうか。

○番委員 中長期的な支援ということであれば、民間の犯罪被害者支援団体の方が、ある意味では实际的にやっているのではないかと思います。給付金の申請とかも含めて、そういう機関がお手伝いしていますので、現在ではその方が現実的かなと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。それも資料を探してください。

○阿部委員 DV法に準じて、DV被害者に準じて、生活再建に向けては生活保護等の福祉的な支援を行うという形で取り組まれば、いわゆる自立支援までの見通しがなされるのではないかとこのものは是非視点として持っていただければありがたいと思います。

○辻村会長 それは、現状がそうだということではなくてですか。

○阿部委員 現状はDV防止法で被害者支援は生活保護等福祉的な支援がなされていますので、性暴力被害者についてもそれを援用すれば。

○辻村会長 「という意見があった」ということではなく、きちんとこの方向を。

○阿部委員 「できる」というふうになっていただければありがたいです。

○辻村会長 ありがたいですね。それできちんと資料がつくといいですね。

いかがでしょうか。先に進みましょうか。

レイプシールド法とかが16ページに出てくるのです。ここも「レイプシールド法が導入されているとの紹介があった」という表現にとどまらずに、レイプシールド法が参考になるというなら参考になる、あるいはその導入に向けて検討すべきであるなら、その類似の法制の導入を検討すべきであろうみたいな形に表現を少し強くしていただいて、そしてレイプシールド法のところに注を振って、これまで御報告いただいたような実例を挙げてい

くということであれば、報告書としては有効だと思います。何かの紹介があったというだけだとそれで終わってしまうというか、余り意味がないと思います。

どうぞ。

○番委員 この事情聴取等の推進なのですが、ここに警察ではこうやっているとかいいことを書いていらっしゃるのだけれども、今、日本は、被害者の事情聴取には付添いとか立会いをするというのは認められていない現状なのです。付添いなどを認めるということが心情配慮という大きな方策だと思いますので、それを書いていただきたいと思います。

○辻村会長 何ページですか。

○番委員 15 ページぐらいのところだと思います。

○畠山室長 15 ページの下の方に、この点は 15 ページから 16 ページにかかるころですけれども、事情聴取に際し、警察に支援員や弁護士が付き添うことによりということは書いてございます。

○番委員 わかりました。すみません、読めなかったです。

もう一点、これは多分、犯罪被害者の第 2 次計画の文言をそのままおとりになったかと思うのですが、15 ページの②検討内容の上の「日本司法支援センターでは」というところですが、ここは非常に微妙な問題なので書きぶりに気をつけていただきたいのですが、日本司法支援センターは弁護士の質には、ある意味では中身には入らないということになっています。研修を連携してやりましょうというようなことは一応基本計画で言われているので、できるだけそのような形にしていますが、弁護士によるサービスの質の向上に努めるのが日本司法支援センターだと、その主語・述語との関係ではやめていただきたい。これは弁護士会としては非常に微妙な問題でもあるので、例えば弁護士によるサービスの拡充に努めているとか、何かその程度の書きぶりにしてください。お願いします。

○辻村会長 そこもちょっと修文を委員の方をお願いして。

○番委員 書きぶりを。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、その先ですね。

○種部委員 よろしいですか。

○辻村会長 どうぞ。

○種部委員 どこに入れていいかわからなかったもので、この辺なのか、もっと最初の法律の話なのかかわからないのですけれども、暴行・脅迫による妊娠で中絶をするときに配偶者の承諾が要ということは問題だということを言ったはずですが、そもそも強姦罪があつて、それを母体保護法で回避していることが問題だと思うのですけれども、暴行・脅迫という母体保護法の 14 条 2 項に該当する中絶の場合に配偶者の承諾を求めることをなくしていただきたいということをどこかに入れてください。

○辻村会長 それはどこに入れましょうか。その論点は出てきていないのですね。

○種部委員 そうなのです。

○畠山室長 ちょっと検討させていただきます。

○辻村会長 いただいた要望書などは、そこがかなり強調してあったものが多かったように思います。

○平川委員 いいでしょうか。

○辻村会長 どうぞ。

○平川委員 16 ページのレイプシールド法に関係するのですが、相談現場の中では、虐待を子どもに受けて、その方たちが売春をしたり、風俗など性産業で働くという方が多いわけなのですが、このレイプシールド法を問題にするのは、こういうふうな方たちにとってとりわけ必要であると思いますので、この点についての記載をしていただけたらと思います。

○辻村会長 そうですね。ここは少し詳しくして、何のために必要かということですね。

○平川委員 一般的になり過ぎていると思います。売防法との関係もあるところですね。

○辻村会長 そこは、すみませんが、ちょっと文章を考えていただいて送ってくださいませ。そして、そこに注を振って、外国の例を少し資料として出す。

後はいかがでしょうか。このあたり、かなり詳しいですね。どうぞ。

○林委員 全体的に弁護士と検察、警察の話は出てくるのですが、裁判官の話が出ないのです。いつもこういう行政文書というのは司法権は独立だからということで裁判所には触れないということになっていますが、確かに裁判官等からの二次被害ということはあるのですけれども。

○辻村会長 17 ページの上から 5 行目に裁判官が出てきます。

○林委員 それに対して、もう少し積極的に踏み込む必要があるのではないのでしょうか。というのは、裁判所が変われば、もうこんなこと全部要らないことがいっぱいあるのだけれども、できないためにこういうことをしなければいけないということだと思ふのです。

○辻村会長 それをどういうふうを書くか、難しいです。

○平川委員 少なくとも経験則という言葉が判例文に出るので、そのあたりは是非書いていただきたいと思います。

○辻村会長 ここは二次被害のところですから、セカンドレイプで論じるだけではなくてですね。

○林委員 そういうことですね。

○辻村会長 全体としてでしょう。強姦被害に関連して、現在の裁判所、日本の司法の状況がどうであるということなどもどこかに出てきたらいいのでしょうか。それは議論をしたのです。我々は何回も言及したのですけれども、報告書のどこにどういう項目で出していくかということは難しいですね。裁判所全体がそうだということも言えないですし、そのような、例えば千葉の事件など、最高裁の判例があったために全体が萎縮したとか、それにならった裁判例が続いているとか、例えばそういう例をどこかに注でも書くという

ことで検討していただけますか。どこかに書けるかどうかです。

○林委員 はい。

○阿部委員 つけ加えて今の関係で言うと、やはり裁判所というのは、ほとんどが裁判官が家事も民事も指揮権を持っていますので、裁判官の判断というか価値観というのが非常に大きく左右するという意味では、何らかの形で裁判官に現状とか被害者の心情とかそういうものをきちんと、書面におけるだけではなく、知っていただきたいし、何らかの研修的な要素を是非持っていただきたいと思います。

○小木曾委員 一つの行き方としては、構成要件の見直しのところに、どうしてそういう議論になるのかということに持ってくるというのは一つの行き方かとは思いますが。

○辻村会長 判例などを少し注でもいいから書くということはあるかもしれませんね。

17 ページに、裁判官が訴訟指揮権を適切に行使するということが必要であるとの見解が示されたという形では書いてありますけれども、ここも見解が示されたではなくて、一応皆さんがそうだということであれば、見解が示されたというのを取って「必要である」ということでいいと思うのですけれども、研修の必要もあるということは下に書いてありますのでね。

一応、修文を試みていただいて、またその後、検討したいと思います。

その後は、加害者対策と啓発活動ということなのですから、後は問題ないですか。

啓発のところで気になりました、21 ページにメーガン法も出てきますね。ここのメーガン法のところの書き方ですが、諸外国で導入されている予防策には、メーガン法やGPSなどの監視等があるが、日本での導入を検討するとしても、都道府県条例レベルでは限界がある。そのとおりでしょうけれども、「との見解が示された」というだけだと余りインパクトがないですね。ですから、一応はこういう検討の必要もあるという方向で皆さんが思っているのか、検討すら必要ないということなのか。

○番委員 正確に言うと、予防といっても再犯防止の問題です。そこは、やはり再犯ということをおいておいた方が。

○辻村会長 再犯防止の必要性は大きいということをどこかに方向性として書いておくということですね。

○番委員 そうですね、再犯率が高い。

○種部委員 いいですか。

○辻村会長 どうぞ。

○種部委員 18 ページの①これまでの取組にありますけれども、厚生労働省で医療機能情報提供制度のために、医療機関調査をやっていたと思うのですけれども、この中に性暴力被害者への対応ができるかどうかを問う項目はありません。ちょっと詳細を調べていただいて、どこに行けばそういう支援が受けられるのか、どこの病院がそれに対応してくれるかというのは市民には確かに見えていないというところがありますので、見えていない現状を数字で示していただければ説得力はあるかと思います。

○辻村会長 そこはよろしく願います。

○原委員 別のことでいいですか。

○辻村会長 どうぞ。

○原委員 19 ページのところになりますが、東京のセンターと同じように6月1日をめぐりに佐賀県でも取組を始める予定だったのですが、今、手続がおくれております。恐らく次の専門調査会ではもう少し詳しい御案内ができると思うのですが、医療費の公費負担制度を、これはあくまでも警察の被害申告が前提になっていますので、佐賀県では警察の被害申告がなくても急性期医療対応ができる、公費負担をするという方向でやっていますので、例えばここに自治体による予算措置の可能性についても何か言及してもいいのではないかと考えています。

○辻村会長 ありがとうございます。

予算措置でもいろいろなところにちらちら出てくるのですけれども、そこは具体的なことで書けることがあれば書いてください。

○畠山室長 わかりました。

○辻村会長 後はいかがですか。22 ページのメディアのところは、最後も「メディア分野における女性の参画の拡大にも配慮することが望ましいとの見解が示された」ではなくて、これはもう「望ましい」でいいと思います。誰も反対しませんので、「見解が示された」ではなくて、「望ましい」ということで。

○竹信委員 ここは。

○辻村会長 全部そうですね、全部「見解が示された」と。

○竹信委員 何でもそうなのですから、女性記者比率が国際的に非常に低いのです。その統計は探せばあると、私はフリーの人しか持っていないのですけれども、2000 年段階のフランスで、うちの国は3割しかいないのよと言っているところがあって、日本はまだまだ13%か15%で非常に少ないのです。なので、性犯罪だけではなくて、女性課題が非常に後ろの方に退いてしまっているというのは間違いないので、そういう中でこういうふうに出てくるので、資料の中に女性記者比率も入れていただく。

○辻村会長 そうですね、これは資料に入れて。

○竹信委員 先進国の中で比較したら非常に低い方だと思うので、国際比較を入れていただく。

そのことと、それから研修とかです。これは「研修は望ましい」と書くしかないかもしれませんが、性犯罪についての記者研修みたいなものとか、ジェンダー研修は最近やっている会社も多いと思うのですけれども、性犯罪までいつているかどうか、セクシャルハラスメントはかなり防衛的にやってきているというところがあると思いますが。

○辻村会長 ありがとうございます。ここは、全部「見解が示された」になっているところは取って、「メディアが果たす役割は大きいとの見解が示された」ではなくて、ここは「大きい」と言い切ってください。その下も「メディアが報道する際に参照できる資料を

提供するなど適切な方法が望ましい」、ということに皆さん反論はないと思いますので、余りほかの省庁などと抵触しないようなところについては、なるべく意見を共有するという形で報告書の書きぶりを少し強めていくということはあるかと思います。

ほかにいかがでしょうか。大体いい時間になってきましたが。

○林委員 IIIが加害者に対する対策として、総合的な再犯防止ということになっていますが、先ほども番委員から、これは再犯ですねというコメントがありましたけれども、もっと広い意味での予防の視点というのは必要だと思うのです。

先日、イギリスのホワイトリボンキャンペーンのクリス・グリーンさんに来ていただいて、内閣府で聞く会をやっていただきましたけれども、やはり社会の意識に広く働きかける取組、たとえば学校教育の中で女性の尊厳だとか、男女間の平等ということ子どもたちに教えていくとか、いい活動をしている自治体を表彰していくとか、積極的に国が働きかけて暴力をなくしていく予防的な取組をしていくことが必要だと思うのです。それは将来、多分、女性に対する暴力禁止法みたいな包括的な法律につながっていくと思うのですけれども、まだ私たちの議論はそこまで行っていないのでこの範囲で書くしかないのです。暴力をなくするための取組というのはどうしたらいいかということがもっと広く入るといいと思います。だから、特定の加害者に対する再犯の防止ということにとどまらない方がいいと思います。

○辻村会長 どこに書きますか。

○林委員 そうなのです。国連の女性に対する暴力の特別報告書の一番新しい報告書が、暴力の予防ということについて出ていますので、私ももう一遍それを読み直して何か提言を出したいと思います。

○辻村会長 そうですね、この予防のことをどこに入れていったらいいかということで、もし具体的な項目を立てることが難しければ、「国際的にはこういう動向もある中で」のような形で初めに書いておいて、そこに注を振って、後ろの資料でその資料を少し要約して入れていただくとか、いろいろな書き方があると思います。とにかく、私たちが検討してきたことというのは、もちろん時間も限られていますし、ヒアリングにしても限られた方しか呼びすることはできませんでしたし、時間的にも能力的にも限定がある中で、この報告書をまとめるということであれば、さまざまな限界があるということを承知の上で、当面は、我々が、パープルダイヤルも入れれば1年半ぐらい検討をした結果としてとりまとめるということです。これからまた書きぶりがまたいろいろ二転三転する可能性はありますけれども、その都度、皆様にメールでもお知らせして、それである程度合意形成していったって、7月2日にまとめることにしたいと思います。もうそれ以前は日程的にとれないということですね。

○畠山室長 そうですね。

○辻村会長 そうすると、7月2日にそのメール会議を経た、もちろん少し早目に案文を送っていただいて、予め読み込ませていただいて、それでももう一回、7月9日に時間が

とってありますので、そこで検討するということにしましょう。どうしても7月ではないといけないのですか。

○岡島局長 ほかの報告すべき項目との関係もありますので、できれば7月中に参画会議が開けるぐらいのペースでやりたいと思っております。

○辻村会長 ということですので、その方向で、エビデンス資料、データというのが難しくなると思いますけれども、とにかく事務局の方で無理でしたら、委員の方に依頼していただいて、やってみましょう。その間にも傍聴の方々、その他、要望とか意見書とかがありましたらお出しいただいて、委員の皆さんに即お送りして、なるべく広く御意見を聞いて、報告書をつくってゆきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

今日は、余り時間がない中で御意見を伺ったのですが、またメールでも意見交換をさせていただくということで、よろしいでしょうか。

あと、今後の取扱いについて事務局からお願いします。

○畠山室長 最後につけておりますけれども、配付資料3の前回の専門調査会の議事録の決定について、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、この議事録については公表してください。

○畠山室長 それで、今後の段取りでございますけれども、配付資料の今回御覧いただきました素案につきまして、先ほどから申し上げておりますとおり、先生方からまだ御意見等あるかと思っておりますので、恐縮でございますけれども、今週中に私どもの方にお送りいただければと思います。

○辻村会長 それは少し難しいのでは。

○畠山室長 もうちょっとですか。

○辻村会長 今日、月曜日ですからね。

○畠山室長 では、1週間ぐらい。

○辻村会長 そうですね、来週の頭ですね。

○畠山室長 では、週末を挟ませていただいて、来週の月曜日ぐらいでお願いできればと思います。

それから、いただいた御意見は整理させていただきまして、また、最初に申し上げましたとおり、各省庁にもこれから見せないといけませんので、そういう段取りを経て、また修正されたものにつきましては、先ほど会長から御指示いただきましたとおり、できるだけ早目に皆様にお送りして御覧いただくという、今後はメール等のやりとりになると思いますけれども、御協力方よろしく願いいたします。

次回は7月2日、月曜日、時間と場所は、今回と同じ10時半から、永田町合同庁舎第一共用会議室での開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 それでは、これで第65回「女性に対する暴力に関する専門調査会」の会合を

終わります。本日は、どうも御協力ありがとうございました。